

17 陳情 第 45 号	簡易裁判所調停センター設置構想に関する陳情
付託委員会	総務区民委員会
受理及び付託 年 月 日	平成17年11月24日受理、平成17年11月28日付託
陳情者	千代田区霞ヶ関 _____ _____

(要 旨)

東京三弁護士会が、東京簡易裁判所の調停機能を備える新宿調停センター（分室）を新宿駅近くに設置することを東京地方裁判所に申し入れるにあたり、東京三弁護士会の要望の趣旨にご賛同いただき、東京地方裁判所など関係機関に新宿調停センターの設置を求める旨の意見書を提出するなど働きかけをお願いいたします。

(理 由)

1．現在、東京簡易裁判所の墨田分室（錦糸町）の建て替え作業が進行中であり、平成19年7月頃には新庁舎が完成し、同時に、東京簡易裁判所の調停部門を墨田分室新庁舎へ移管することが裁判所において予定されています。

また、裁判所は、令状事務や調停事件のために今まで残されていた東京簡易裁判所の4分室（墨田、大森、中野、北）のうち、平成17年9月30日をもって、大森、中野および北の3分室を廃止いたしました。

2．本来、簡易裁判所は「下駄履きで行ける裁判所」として日本国憲法の制度と同時期に設立された少額裁判所であり、世界でもあまり例を見ない庶民の裁判所です。現在、計画されている墨田分室の新庁舎は、庁舎としての機能性・効率性は良くなるものの、東京23区の都民すべてが調停を利用しようとする墨田分室（錦糸町）まで出向く必要が生じるのであって、西地区の都民にとっては、極めて利便性が悪く、庶民の裁判所としての簡易裁判所の本来の機能を到底果たせるものではありません。

とくに、簡易裁判所での調停は、「市民に身近で気軽に利用できる裁判所」という簡易裁判所の役割の重要な部門であり、東京簡易裁判所の3分室の廃止や調停部門の墨田分室への一極集中は、市民（利用者）のために「裁判所へのアクセスの拡充」をし、「裁判所の利便性の向上」を図るといふ今次の司法制度改革の理念にも逆行するものです。

3．そこで、東京三弁護士会は、裁判所に対し、簡易裁判所の「庶民の裁判所」としての本来的役割を取り戻し、都民が気軽に調停手続きを利用できるように、新宿地区への新たな調停センターの設置やターミナル駅近くの公的施設などを利用しての巡回型（出張型）の調停の検討を強く求めています。

現在の人口重心は杉並区に位置しており、東京都の西地区（しかも、ターミナル駅付近）に簡易裁判所の調停センターを設置することは、都民が調停手続きを利用するにあたり、その利便性を大きく高めるものといえます。

4. ついては、貴区におかれましても、新宿区民のみならず、東京の西地区の都民のために、裁判所へのアクセスを拡充し、簡易裁判所の調停手続きを気軽に利用し、その利便性を確保するために、新宿区議会として東京三弁護士会の要望の趣旨にご賛同いただき、東京地方裁判所など関係機関に新宿調停センターの設置を求める旨の意見書を提出するなどの働きかけをお願いいたします。

以上